

東京都北区子ども・子育て会議運営規程

平成 25 年 7 月 18 日

東京都北区子ども・子育て会議決定

(代理人の出席等)

第 1 条 会長は、東京都北区子ども・子育て会議条例施行規則第 2 条第 1 項第 2 号又は第 3 号に該当する委員（臨時委員を含まない。以下同じ。）が東京都北区子ども・子育て会議（以下、「子ども・子育て会議」という。）の会議（以下、「会議」という。）に出席できない場合であって、当該委員からあらかじめ申し出があったときは、代理人の出席を認めることができる。

2 代理人は、会議で発言することができる。

(会議の傍聴)

第 2 条 会議の傍聴を希望する者は先着順で受け付けるものとし、所定の傍聴簿に自己の氏名及び住所を記入のうえ、所定の傍聴席で傍聴しなければならない。

2 次の事項に該当する者は、傍聴席に立ち入ることができない。

- 一 酒気を帯びていると認められる者
- 二 その他議事を妨害することを疑うに足る事情が認められる者

3 傍聴人は次の行為を行ってはならない。

- 一 議事に対しての発言や騒ぎ立てる等、議事の進行を妨げること
- 二 撮影及び録音をすること

4 会長は、会議の秩序維持のため、前項に掲げる行為を行った傍聴人の退場を命ずるなどの必要な措置をとることができる。

(議事要旨)

第 3 条 議事要旨に記載する事項は、次のとおりとする。

- 一 会議の日時及び場所
- 二 出席した委員の氏名（代理人が出席した場合は、その旨を含む。）
- 三 会長及び事務局の諸報告
- 四 議事の内容
- 五 意見、質問及び答弁に関する事項
- 六 その他会長又は子ども・子育て会議において必要と認めた事項

2 議事要旨は公開とする。ただし、当該議事要旨に東京都北区情報公開条例（平成 12 年条例第 63 号）第 8 条に規定する非公開情報が含まれる場合は、この限りではない。

(雑則)

第4条 この規程に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

2 前3条の規定は、部会の運営について準用する。この場合において、「子ども・子育て会議」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。